MDPRO ミニコラム:日本における医療機器関連の意匠・商標の出願・登録状況

特許庁が「特許行政年次報告書 2024 年版」(以下、報告書)を 2024 年 7 月に公開しました 1)。2023 年の 1 月から 12 月までの一年間(暦年)に日本で出願・登録された意匠・商標の件数を分野別に示した統計表が報告書に掲載されています。そしてその分野の一つとして、意匠では「医療用機械器具」、商標では「医療器具」が挙げられています。そこで本稿では日本における医療機器関連の意匠・商標の出願・登録状況を紹介します。なお、本稿に記載の「年」も報告書の当該統計表と同様に暦年にて表します。意匠出願・登録件数は特許出願・登録件数 2)と並んで企業の技術開発の活発さの指標になると考えます。また商標出願・登録件数は企業の新ブランドでの上市の活発さの指標になると考えます。それゆえこれらの件数について紹介することにしました。表 1 に産業財産権(知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権)の概要を示します。

産業財産権の種類		特許権	実用新案権	意匠権	商標権
保護対象		発明	小発明	物品などの外観	商品に付すマークなど
保護期間 (原則)	始期	登録日			
	終期	出願日から20年	出願日から10年	出願日から25年	更新により半永久
件数の成り得る指標			技術開発の活発さ		新ブランドでの 上市の活発さ

表 1 産業財産権概要

出所:著者作成

最初に意匠から述べます。

物品などの形状などであって視覚を通じて美感を起こさせるものを意匠法では意匠と定義し保護をはかります。よって一つの意匠は、一つの「物品など」と一つの「形状など」を必ずセットで構成されます。例えば「登録番号第X号に係る意匠は、物品が〇〇診断装置で、形状は図面の通り」といった具合です。意匠法で定められた意匠登録の要件を満たすと特許庁が判断すると、意匠出願に係る意匠は意匠権として登録されます。そしてその後原則出願日から25年間権利を存続させることができます。その間模倣製品製造・販売などの他社の意匠権侵害行為に対し差止などの権利行使が可能となります。よって企業は技術開発で創作した意匠について意匠権取得をはかります。ゆえに前述のように意匠出願・登録件数は企業の技術開発の活発さの指標になると考えました。

ところで意匠の検索性向上のため、特許庁は当該物品などの用途に主眼を置き意匠を日本意匠分類で分類しています³⁾。また報告書では日本におけるその分類の一分類階層である大分類ごとの出願・登録件数を公開しています。そしてその大分類の一つに「医療用機械器具」があります⁴⁾

そこで報告書にて公開されていた医療用機械器具の意匠出願・登録件数を医療機器関連の意匠出願・登録件数とみなせると考え、図 1 に示しました。医療用機械器具の出願件数(棒)と登録件数(棒)を左縦軸でそれぞれ示します。さらに全大分類に対する医療用機械器具の出願件数の割合(折れ線—○—)と登録件数の割合(折れ線—□—)を右縦軸でそれぞれ示します。

医療用機械器具の意匠の出願件数ですが、2014年から2023年にかけておおむね1,200件から1,800件の間で推移していました。出願件数が当該期間で最多だった年は、COVID-19が日本で流行し始めた2020年でした。これはCOVID-19関連の医療用機械器具が2020年に新たに開発され、それに伴い2020年の意匠出願件数が最多となったと推定します。ここで特許庁の別の報告書「令和5年度意匠出願動向調査ーマクロ調査ー」がに「2020年及び2021年には、新型コロナウィルス感染症拡大により開発が活発化したマスク分野の登録件数が増加したが、2022年には落ち着いた(後略)」とあります。また意匠の出願から登録までの全大分類における平均期間は、報告書によれば2023年度は6.8か月でした。よってCOVID-19流行の影響でマスク分野の出願件数は2020年か

ら 2021 年前半に増加したと考えました。ゆえに医療用機械器具の意匠も同様と考え前記推定に至った次第です。

一方医療用機械器具の意匠の登録件数はおおむね 1,000 件から 1,600 件の間で推移していました。 次は全大分類に対する医療用機械器具の割合についてです。ここで他の大分類に比較して医療用 機械器具の出願・登録件数は多いのか少ないのかを見たいと思います。そこで仮に、その他を除く すべての大分類に均等に出願・登録された場合の一大分類当たりの割合(以下、単純平均)を求めま す。大分類はその他を除き 82 の大分類から構成されます。よって単純平均は、

100 % ÷ 82 の大分類 ≒ 1.2 % ・・・・・(式 1)

となります。この単純平均 1.2 %を図 1 に示したのが横軸に平行な破線です。この破線は右縦軸 1.2 %に位置しています。

図 1 の折れ線から全大分類に対する医療用機械器具の出願と登録の割合は、2014 年から 2023 年にかけてそれぞれ $4.0 \sim 5.3$ % と $4.1 \sim 5.7$ % の間で推移していました。よってこの破線(式 1 から求めた 1.2 %)に比べそれぞれ+ $2.8 \sim +4.1$ % pt と+ $2.9 \sim +4.5$ % pt で推移していました。そして報告書をさらに分析すると、医療用機械器具の出願件数および登録件数は、2023 年において共に 82 のその他を除く大分類中第 5 位でした。よって医療機器分野は意匠出願の活発な分野の一つで、技術開発の活発な分野の一つと考えられます。これは技術開発を重視する医療機器産業界の傾向の表れと考えます。

なお前述の様に出願から登録まで半年程かかるため、出願した年に登録されるとは限らず、翌年 以降に登録される場合もある点にご注意ください。その様な理由で、例えば図1の2021年は登録 件数が出願件数を上回っていると考えられます。

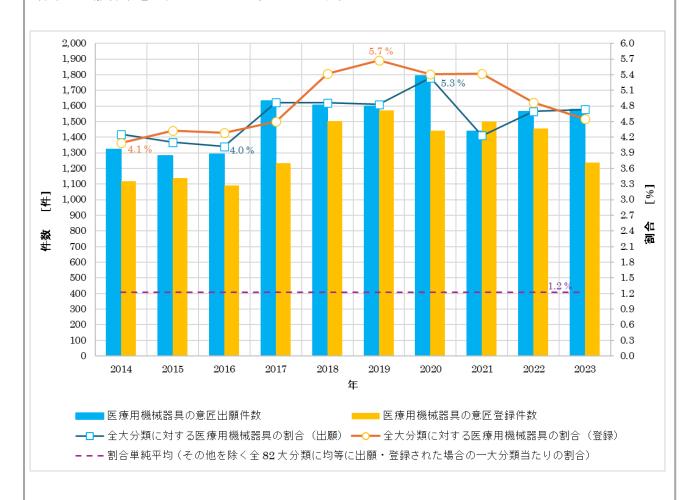


図1 日本における医療用機械器具の意匠出願・登録状況

出所:「特許行政年次報告書 2024 年版」1)を基に著者作成

次に商標について述べます。

商標は事業者が自己の商品・サービス(役務)を他人のものと区別するために使用するマークなど (標章)を商標法では商標と定義し保護をはかります。よって一つの商標は、一つ以上の「商品・サービス」と一つの「マークなど」を必ずセットで構成されます。例えば、一つのマーク☆に対して商品が○○治療器一つの場合のみならず、別の商品△△診断装置をさらに加えた場合も認められます。商標法で定められた商標登録の要件を満たすと特許庁が判断すると、商標出願に係る商標は商標権として登録されます。そしてその後 10 年ごとに更新することで半永久的に権利を存続させることができます。その間登録した商標を他社が無断で使用し製品販売するなどの商標権侵害をした場合、差止などの権利行使が可能となります。よって企業は製品を新ブランドで上市する際、その新ブランドに係る商標について商標権取得をはかります。ゆえに前述のように商標出願・登録件数は企業の新ブランドでの上市の活発さの指標になると考えました。

ところで当該商品・サービスは経済産業省令で定める区分で分類されます 6)。区分の数に応じて 出願料金などを定めるためです。また報告書では区分ごとの出願・登録件数を公開しています。さ らに報告書では各区分に類別名称を付しています。そして医療用機械器具などで構成される区分第 10 類 7/8/の類別名称を「医療器具」と報告書は定めています。

そこで報告書にて公開された医療器具の商標出願・登録件数を日本における医療機器関連の出願・登録件数とみなせると考え、図2に示しました。医療器具の出願件数(棒■)と登録件数(棒■)を左縦軸でそれぞれ示します。さらに全区分に対する医療器具の出願件数の割合(折れ線-○-)と登録件数の割合(折れ線-□-)を右縦軸でそれぞれ示します。

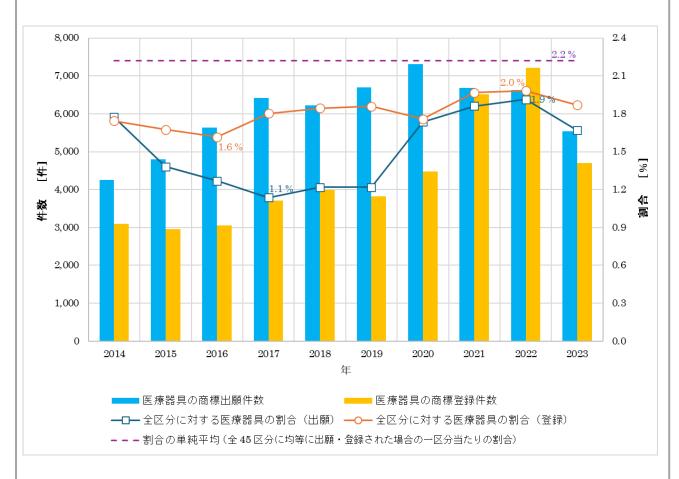


図2 日本における医療器具の商標出願・登録状況

(報告書で日本国特許庁への出願と別統計で示されていた日本を指定国とする国際商標登録出願も足し合わせた値)

出所: 「特許行政年次報告書 2024 年版」¹⁾、「同 2020 年版 統計・資料編」⁹⁾、「同 2018 年版 統計・資料編」¹⁰⁾ を基に著者作成

なお、一つの商標出願・商標権に係る商標に 2 つ以上の商品・サービスが含まれ、その結果 2 つ以上の区分が含まれる場合、報告書では各区分に対し 1 件としてカウントしています。よって本稿でもその様に扱いました。

医療器具の商標の出願件数ですが、2014 年から 2023 年にかけて 4,000 件台から 7,000 件台の間で推移していました。出願件数が当該期間で最多だった年は、COVID-19 が日本で流行し始めた 2020 年でした。これは前述の意匠と同じでした。商標の出願から登録までの全区分における平均期間は、報告書によれば 2023 年度で 7.3 か月で、前述した意匠の 6.8 か月と 0.5 か月の違いに留まっています。ゆえに前記意匠と同様、COVID-19 関連の医療器具が 2020 年に新たに開発され、さらにそれらの上市が計画されるのに伴い、2020 年の商標出願件数が最多になったと推定します。

一方登録件数は 2,000 件台から 7,000 件台の間で推移していました。

次は全区分に対する医療器具の割合についてです。ここで他の区分に比較して、医療器具の出願・登録数は多いのか少ないのかを見たいと思います。そこで意匠の時と同様、仮にすべての区分に均等に出願・登録された場合の一区分当たりの割合(以下、単純平均)を求めます。区分は 45 の区分(類) から構成されます。よって単純平均は、

100 % ÷ 45 の区分 ≒ 2.2 % ・・・・・(式 2)

となります。この単純平均 2.2%を図 2 に示したのが横軸に平行な破線です。この破線は右縦軸 2.2% に位置しています。

図 2 の折れ線から全商品・役務に対する医療器具の出願と登録の割合は、2014 年から 2023 年にかけてそれぞれ $1.1\sim1.9$ % と $1.6\sim2.0$ % の間で推移していました。よってこの破線(式 2 から求めた 2.2 %)に比べそれぞれ- $1.1\sim0.3$ % pt と- $0.6\sim0.2$ % pt で推移していました。そして報告書をさらに分析すると、医療器具の区分に係る出願件数および登録件数は、2023 年において共に全 45 の区分中第 22 位でした。よって医療機器分野の商標出願の活発さは全分野の中間グループに入り、新ブランドでの上市の活発さは全分野の中間グループに入ると考えられます。これは新ブランドでの上市もはかりつつ、従来からあるブランドの信用に基く顧客吸引力を重視する医療機器産業界の傾向の表れと考えます。

なお前述の様に出願から登録まで半年程かかるため、出願した年に登録されるとは限らず、翌年以降に登録される場合もある点にご注意ください。その様な理由で、例えば図2の2022年において登録件数が出願件数を上回っていると考えられます。

以上本稿では日本における医療機器分野の意匠と商標の出願・登録状況を紹介しました。その状況から、技術開発を重視し、新ブランドでの上市もはかりつつ、従来からのブランドの信用に基く顧客吸引力を重視するのが医療機器産業界の傾向と考えました。

今後も医療機器分野の知的財産関連情報に関心を寄せ続けたいと思います。

◇出典(URL は 2025 年 12 月 3 日時点)

- 1) 特許庁,「特許行政年次報告書 2024 年版」
 - https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/all.pdf
- 2) 浅岡 延好,「MDPRO ミニコラム:日本における医療機器分野の発明に係る特許権登録状況」,医機連通信, 328 号, 2024 年 10 月 15 日, pp.2-6
- 3) 特許庁、「日本意匠分類関連情報」
 - https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html
- 4) 特許庁,「意匠分類定義カード、意匠分類記号: J7, 意匠分類の名称: 医療用機械器具」 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou-bunrui/document/index/J7.pdf
- 5) 特許庁,「令和5年度 意匠出願動向調査ーマクロ調査ー」, p.14
 - https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou syouhyou-houkoku/2023isho ma cro.pdf>
- 6) 特許庁、「商標制度に関するよくある質問 2-3 『指定商品』『指定役務』とはなんですか?」 <https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/shouhyou_seido_faq.html#2-3 >

- 7) 商標法施行規則別表(第六条関係 , 第十類)
 - < https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400013>
- 8) 特許庁商標課、「商品及び役務の区分解説 [国際分類第12-2024版対応] Jpp.59-62 (第10類 医療用機 械器具及び医療用品)
 - <a href="https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/document/kubun kaisetsu 12-2024/kubun kaisetsu 12-202
- 9) 特許庁、「特許行政年次報告書 2020 年版 統計・資料編」
 - https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/all.pdf
- 10) 特許庁,「特許行政年次報告書 2018 年版 統計・資料編」
 - https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/all.pdf

(医療機器政策調査研究所 浅岡 延好 記)

医療機器政策調査研究所からのお知らせ <u>@JFMDA_MDPRO</u> X(旧 Twitter)で医療機器産業関連のニュースを配信中。医機連トップページからフォローできます。